市町の都市計画決定に係る県知事協議の判断基準

第1目的

都市計画法(以下「法」という)第19条第3項の規定に基づき,市町が定めようとする都市計画について知事が協議又は同意(以下「協議等」という)を行うにあたって必要な事項を定め,もってその適正かつ円滑な執行を確保することを目的とする。

第2 基本的事項

- 1 知事は、市町が都市計画の基本的な策定主体であるとともに、広域的視点等から市町と連携して 都市づくりを行うという認識のもとに協議等を行う。
- 2 県は、市町が定めようとする都市計画について、市町に必要な技術的助言及び情報提供を行うこととする。
- 3 市町が定めようとする都市計画は関係法令に適合していなければならない。また、市町都市計画 は市町の自治事務であることから、関係機関協議及び住民との合意形成については原則として市町 において行うこととする。

第3 協議の方法

- 1 市町は協議を行う場合、次の書類を添付して文書により行うものとする。
- (1) 協議書
- (2) 都市計画図書(法第14条に基づく計画書,総括図,計画図)
- (3) 協議図書等(当該都市計画の内容を示すもの及び県が回答する際の判断根拠となるもの)
- (4) 都市計画の策定の経緯の概要
- 2 市町は協議を行う場合、都市計画の案の公告・縦覧に先立って、十分な時間的余裕をもって協議 を行うこととする。
- 3 知事は市町から第1項の協議があった場合,第4に示す事項を確認した上で,文書で回答をする こととする。
- 4 知事は協議書を受け付けた日から標準 35 日以内に第3項の回答をするものとする。ただし、知事が、第4に示す事項の適合等について確認できないとき、適合等の確認のため追加の説明等を求める必要があるとき、又は広域の観点からの判断を適正に行うため、関係市町に対し、意見等を求める必要があるときなど、合理的な理由があり期限内に回答できないときは、この期間内に理由を付してその旨通知することとする。なお、通知後に判断可能な説明や図書等の提出を受けた場合は、標準14日以内に回答することとする。
- 5 知事が意見を付した都市計画の案について,市町が都市計画審議会に付議しようとするときは, 市町は県の意見を都市計画審議会に提出することとする。

第4 協議等にあたっての観点及び判断基準

- 1 協議等にあたっての観点
- (1) 県が定め又は定めようとする都市計画との適合性
- (2) 一の市町の区域を越えて影響を及ぼす都市計画については、関係市町及び国・県等の関係機関との調整の状況
- 2 都市計画の種類ごとの判断基準 知事は、前項の観点を踏まえた都市計画の種類ごとの判断基準を別表のとおり定める。
- 3 留意事項 知事は、前項のほか、都市計画決定に係る留意事項(別紙)を必要に応じて確認する。

第5 改正

この判断基準の内容について、必要がある場合は変更、追加等の修正を行う。なお、変更、追加 等を行う場合はあらかじめ市町に素案を示し、その意見を求めた上で行うこととする。

附則

(施行日)

1 この基準は、平成15年1月15日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日前から行われている協議については、この基準を適用せず、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成15年11月10日から施行する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この基準は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日前から行われている協議については、この基準を適用せず、なお従前の例による。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

加力さまった屋	(別表)
都市計画の種類	判断基準
用途地域	 ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること。 ・県が定める都市計画における土地利用計画、都市施設の配置計画、市街地開発事業の計画に適合していること。 ・広島県土地利用基本計画と調整が図られていること。 ・隣接する市町における、当該用途地域近傍の土地利用状況及び用途地域 地京学児に配度します。のできること。
地区計画	指定状況に配慮したものであること。 ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること。 ・県が定める都市計画における土地利用計画、都市施設の配置計画、市街地開発事業の計画に適合していること。 (市街化調整区域内の場合は次の基準を含む) ・地区計画区域周辺の市街化を促進させる恐れのない計画であること。 ・市街化区域の計画的な市街地整備に支障のない計画であること。 ・市街化区域の人口・産業との関係が考慮されたものであること。
道路	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること。・国及び県の道路計画(構想を含む。)と調整が図られていること。・市町界に近接する道路は、各市町間で調整が図られていること。
公園	・都市計画区域の整備,開発及び保全の方針に適合していること。
下水道	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること。・隣接市町との調整が図られていること。・流域別下水道整備総合計画及び広島県汚水適正処理構想と調整が図られていること。
汚物処理場, ごみ焼 却場, ごみ処理場等	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること。・隣接する市町などの周辺土地利用に配慮したものであること。・廃棄物処理計画等に適合していること。
土地区画整理事業	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること。・県が定める都市計画における土地利用計画,都市施設の配置計画に適合していること。・市町界における区域決定の場合,隣接市町の土地利用等に配慮したものであること。
その他の都市計画	・第4第1項 協議にあたっての観点(1),(2)に基づき個別に判断する。

都市計画決定に係る留意事項

次に示す事項は、都市計画における説明責任の向上を図るため、都市計画決定の際に留意する必要がある事項として示したものである。

- 1 法その他の関係法令との適合状況
- 2 関係機関等の調整状況
- 3 都市計画決定 (変更) の内容, 必要性及び理由
- 4 都市計画の総合性, 一体性の確保
- 5 公聴会開催の有無とその考え方や地元住民との合意形成の経緯
- 6 上位計画との整合性
- 7 農林漁業の土地利用や施策等との調整状況と考え方
- 8 区域・施設等の位置・規模・範囲選定の根拠とその考え方
- 9 計画の具体性及び実現性
- 10 同時決定すべき又は決定されている案件の有無とその概要
- 11 都市計画以外の関連案件の有無とその概要
- 12 関連事業を含めた事業スケジュール等
- 13 環境影響調査の実施の有無とその考え方
- 14 周辺地域への防災対策や環境への配慮の考え方
- 15 人口等の将来推計を行っている場合の根拠
- 16 区域に含まないこととされている区域の有無
- 17 事業実施に際しての施行手順,仮設計画,暫定供用計画等
- 18 都市計画法第17条第1項における理由書
- 19 縦覧後の意見書に対する処理方針
- 20 市町都市計画審議会の結果
- 21 当該施設管理者や関係機関との協議結果
- 22 都市計画手続のスケジュール
- 23 指定効果や事業効果